

手間をかけずに
税金を0にする完全マニュアル

Ataristore

使用上の注意

ここから先は注意事項です。

本マニュアルが情報商材という性質上、以下の規約をよくお読みください。

■ 著作権について

「手間をかけずに税金を0にする完全マニュアル」（以下、本マニュアル）は著作権法で保護されている著作物です。

本マニュアルの使用に関しましては、以下の点にご注意ください。

本マニュアルの著作権は Ataristore に属します。著作権者の許可を得ずして、本マニュアル（付録、特典含）の一部または全部をあらゆるデータ蓄積手段（印刷物、ビデオ、CD、DVD、テープレコーダなどの電子メディア、インターネットサーバ等）により複製、転載することを禁じます。

■ 使用承諾許可書

本契約は、あなたと Ataristore との契約となります。本マニュアルの開封を持って、あなたは本契約に同意したとみなされます。

本契約とは以下の通りです。

第1条 使用目的

本契約では、本マニュアルに含まれる情報をあなたが非独占的に使用する権利を承諾するものです。

第2条 一般公開の禁止

本マニュアルに含まれる情報は、著作権法によって保護され、また秘匿性の高い内容であることを踏まえ、あなたはその Ataristore との書面による事前許可を得ずして出版及び電子メディア等の配信により、一般公開並びに転売してはならないものとします。

第3条 契約解除

あなたが本契約に違反した場合には、Ataristore は何の通告もなく、この使用承諾契約を解除することができるものとします。

第4条 損害賠償

あなたが本契約第2条の規定に違反した場合、本契約の解除に関わらず、直ちにAtaristore に対して、違反金として違反件数と販売価格を乗じた金額の10倍の金額を支払うものとします。またインターネット等で公開した場合には、一律500万円を支払うものとします。

第5条 その他

本マニュアルはあなたが行う事業における優良コンテンツの提供を目的としておりますが、期待通りの成果が見込めず万一損害が生じた場合においても、Ataristore は責任を負わないものとします。

Contents

第1章 サラリーマンでも税金ゼロ！？	05
(1) 5年間、税金を1円も払っていない!?	05
(2) 取り返した所得税は総額28万円!	06
(3) 副業が毎年赤字になる理由とは?	06
第2章 所得税の還付の3ステップとは？	07
(1) 所得税の還付の3ステップとは?	07
(2) 副業の利益は雑所得 or 事業所得?	07
(3) 税務署のお墨付き! ?	08
(4) 税務署からの呼び出し・問い合わせとは?	09
(5) 毎年赤字でも大丈夫なのか?	09
第3章 譲渡所得・不動産所得でも赤字をつくれる! ?	10
(1) 自宅を売却して損した場合	10
(2) 不動産オーナーになった場合	10
第4章 確定申告は簡単にできる! ?	11
(1) 確定申告は1年間の収支決算	11
第5章 税金を0円にするメリットとは?	12
第6章 お得な「扶養控除」活用法とは?	13
第7章 お得な「医療費控除」活用法とは?	14

●● 第1章 サラリーマンでも税金ゼロ!?

(1) 5年間、税金を1円も払っていない!?

私のクライアントのAさんは、サラリーマンにもかかわらず、なんと5年間、税金を1円も納めていません。

つまり、所得税（と住民税）を全く支払っていないのです。

所得がゼロならば、当然、所得税もゼロ、そして、住民税もゼロになります（均等割りは考慮外）。

サラリーマンで所得がゼロ…そんなことがあり得るのでしょうか？

サラリーマンの場合、会社から給与が支払われます（給与所得）。

年収 103 万円の場合、給与所得控除という特別な控除がなされ、そこからさらに、基礎控除も加味され、所得はゼロになります。

そして、年収が 103 万円を超えると、通常は所得がゼロにはなりません。

しかし、Aさんは、年収 240 万円もあるにもかかわらず、これまで5年間も所得がゼロ、つまり所得税も（住民税も）0円なのです。

実は、Aさんは、サラリーマンの傍ら、副業でネットビジネスにも取り組んでいるのです。

つまり、会社員と個人事業主の二足のワラジをはいている、といったわけです。

Aさんの所得は、**給与所得**と**事業所得**の2つで、これらは『**損益通算**』できます。

損益通算とは、黒字の所得と赤字の所得を相殺することをいい、例えば、給与所得は 100 万円、事業所得マイナス 100 万円とすると、合算して所得はゼロ、となります。それでは給与が 240 万円の場合ではどうなるのか見てみましょう。

例えば、年間収入が 240 万円の人（独身者）の場合、給与の源泉所得税は、月 4,670 円ですので、年間で 56,000 円天引きされていることになっています。

そして、副業で収入が 20 万円、経費が 150 万円（△130 万円）の場合、給与所得から△130 万円分だけ控除ができます。

この所得ゼロに対する所得税は、当然0円になります。

つまり、Aさんの所得税は0円なのに、毎月の給与から所得税が天引きされており（1年間の総額は 56,000 円）、この額が過払いになっているわけです。ちなみに、56,000 円という数字は、年末に会社がくれる源泉徴収票に書いてあります。

(2) 取り返した所得税は総額 28 万円！

28 万円を返金してもらうためには、過払いの事実を申告しなければなりません。その方法が、ご存じの通り、**確定申告**です。

噛み砕いて説明すると、**確定申告**とは、自営業者が前年の所得を自分で計算し、儲けがあれば納税し、赤字の場合ですでに納税分があれば、それを返してもらう手続きをいいます。この返金の申告を「**還付申告**」と呼びます。

個人事業主は年収ゼロでも確定申告の義務がありますが、年収 2000 万円以下のサラリーマンには確定申告の義務はありません。

年末調整でその年の「所得税」は精算されているからです。

しかし、Aさんのように**事業所得で赤字を出し、所得税が過払いの場合は、確定申告すれば税金が戻ってくる**のです。

ただし、確定申告しなければ、税金の還付はありませんのでご注意ください。

Aさんが副業で取り組んでいるネットビジネスは、5年間、赤字続きでした。そこで、Aさんは5年間、確定申告をして、しっかりと天引きされた所得税を受け取ってきました。うれしい臨時収入ですね。

この5年間の返金総額は、およそ 28 万円にもなります。

(3) 副業が毎年赤字になる理由とは？

Aさんの副業が5年間も赤字続きである理由は、必要経費が売上を大幅に上回っているためです。

売上はそれほど力を入れて営業努力をしていなので毎年わずかな金額にとどまり、必要経費のほうがはるかに多いのです。このため、事業所得は毎年、赤字になります。ちなみに、必要経費として計上しているのは、自宅の家賃、光熱費、通信費、交際費などです。もちろん、全額ではなく、私家使用と事業使用を折半したものです。

税法上、事業使用分は、必要経費として認められています。

例えば、売上 20 万円、必要経費 150 万円なら、事業所得は -130 万円です。

給与が年収 240 万円の場合、給与所得控除、各種控除（基礎、扶養、社会保険料等）を差し引き、さらに赤字の事業所得 -70 万円を合算すると、**課税所得はマイナスとなり、天引き所得税の全額還付が確定する**、というわけです。

つまり、事業所得で赤字を出し、その赤字が黒字の給与所得を相殺し、その結果、天引き所得税の全額還付が受けられるのです。こうしたからくりが、これまで5回、繰り返されてきたのです。

●● 第2章 所得税の還付の3ステップとは？

(1) 所得税の還付の3ステップとは？

給与所得の黒字と事業所得の赤字が相殺できることを知ったAさんは、5年前に以下の行動をとりました。

1. 副業を始めサラリーマン兼個人事業主になる
2. 税務署にその副業の「開業届」を提出
3. 副業収入を事業所得として確定申告

これが、所得税の還付の3ステップなのです。

Aさんは副業のネットビジネスを始めてすぐに住所地の税務署に出向きました。「開業届を出しに来た」と受付でいうと、担当者が届出用紙をくれたので、その場で書いて提出しました。

開業届を提出した時点で、Aさんは税制上「個人事業主」になりました。

(2) 副業の利益は雑所得 or 事業所得？

サラリーマンの中には、原稿料などの収入がある人もいるでしょう。こうした一時的な収入は通常、**雑所得**として処理します。ちなみに、20万円以下の雑所得は、確定申告の義務はありません。そこで、多くの副業本、週末起業本などでは、副業を始めたばかりのサラリーマンに対して、『副業の所得は雑所得として処理するのがよい』、とアドバイスしています。

こうしたアドバイスを鵜呑みにしないで下さい。

勘のいいあなたなら、もうお分かりでしょう。

事業所得は、給与所得と損益通算できますが、雑所得は損益通算できません。

つまり、**雑所得でいくら赤字を出しても、その赤字はゼロとみなされるだけで、給与所得は1円も減らないのです。**

そうすると、Aさんの給与所得は変わらないから、当然、天引きされた所得税は1円も戻ってきません。還付金28万円が手にできない、というわけです。巷にあふれる副業本、週末起業本などの記述を鵜呑みにして、副業を雑所得扱いにしていると、還付金ゼロが5年続いたことになったのです。事業が小規模の間は雑所得でいく、そう考えるのは自由ですが、そうしなければならないといった税法上の規定はありません。

事業規模や売上が小さくても、事業主に事業を運営しているという認識があるなら、その事業からあがる所得は事業所得なのです。赤字は、事業運営の結果に過ぎません。だから、Aさんは開業当初から副業を事業所得として扱っているのです。

(3) 税務署のお墨付き!?

事業所得とは、事業を個人で営む人の所得をいいます。

税務署が事業所得か雑所得かを区分する目安は、売上や利益ではなく「**継続性**」です。例えば、たまたま投稿した原稿から得た報酬は「**雑所得**」になりますが、継続的に原稿執筆で報酬を得ていれば「**事業所得**」になります。

Aさんが副業で取り組んでいるネットビジネスは、継続性という点では、ハードルをクリアしています。赤字はあくまで事業経営の結果に過ぎません。毎年、決算が赤字になっても、売上がわずかでも上がっていれば、事業自体は動いていることになるのです。

税金関連の書籍に、サラリーマンの原稿料は雑所得になり、フリーのライターの原稿料は事業所得になる、と解説しているものがあります。

しかし、これは一面的な発想にすぎません。

これらの本に従うと、サラリーマン兼ライターの原稿料は雑所得になります。しかし、サラリーマンはフリーのライターでもあるから、原稿料は事業所得にもなります。一体、どっちが正解なのでしょう？

これらの税金本は、区分の基準を売上に置いているのですが、サラリーマン兼ライターの方が専業フリーライターより売上で勝ることもあるでしょう。

こういうときは、税務署に確認するのが間違いありません。Aさんは5年前に税務署に問い合わせていましたが、今回、再確認のために、今一度電話して聞いてみました。「納税者が自分の『**認識**』で決めて下さい。」

答えは5年前も今も同じでした。つまり、副業の所得が事業所得と思うなら、そのように処理すればよい、ということなのです。

処理というのは確定申告の際に、副業の赤字の事業所得と黒字の給与所得を相殺して、還付金を請求することです。

もし、税務署が納税者のこの処理に異議があれば、「事情を聞きたい」と呼び出しをかけてくるか、電話で問い合わせてきます。ところが、Aさんには5年間、一度も税務署からの呼び出しや問い合わせが来ていません。つまり、Aさんの判断が通っているということです。

(4) 税務署からの呼び出し・問い合わせとは？

税務署が知りたい事情とは、なぜ雑所得扱いにせずに事業所得にしたのか、この一点です。

この答えとしては、「細々とですが商売をやっていますから事業所得です」で問題ありません。

税務署員は疑問点を確認し、**事業所得に該当するかどうか**判断を下します。

税務署員が説明に納得しなければ、確定申告のやり直し（雑所得で処理）という処分が出ますが、罰金などはありません。

なぜなら、これは脱税などの違法行為ではなく、事業に関して、税務署と申告者の単なる「見解の相違」に過ぎないからです。

しかし、ここで所得税の還付を諦めるのではなく、来年またトライすればいいのです。意外と来年はスルーする可能性も大いにある、という実態があるのです。

(5) 税務署からの呼び出し・問い合わせとは？

売上が少なく、赤字が毎年継続しても何の問題もありません。事業が赤字なのは、あくまで結果であって、将来も赤字が継続するとは、予測できません。

5年間、売上が僅かで、赤字の垂れ流し、これは明白な事実です。

しかし、商売は何がきっかけで黒字に転換するか、誰にも予測できません。

だから、税務署は売上や赤字については基本的に何も言いません。もっとも、売上ゼロは避けるべきですが…。

売上ゼロが続いているとなると、税務署は呼び出しや問い合わせで、事情を聞かざるを得ないでしょう。

税務署は、不審点が認められる事業所があれば調べます。

しかし、税務署からしてみれば、超零細の個人事業主を叩いたところでたいしたもののは出てきません。

同じ時間と労力をかけるなら、もっと大きな獲物を狙いたいのです。それゆえ、少しでも売上が計上していれば、何も言ってきません。むしろ、貴重な時間を取られたくないのが本音でしょう。

事実、Aさんは税務署から赤字に関する問い合わせを受けたことは一度もありません。日本の企業の8割は赤字で納税額はゼロなのです。

Aさんと同じ赤字経営の個人事業主にいたっては、星の数ほどいるのです。

●● 第3章 譲渡所得・不動産所得でも赤字をつくれる!?

(1) 自宅を売却して損した場合

黒字の所得と損益通算ができる赤字の所得は、事業所得、譲渡所得、不動産所得、山林所得の4種類があります。

では、家や土地を売ると「**譲渡所得**」になりますが、その損益通算はどのようになるのでしょうか？

例えば、給与所得 350 万円の人が自宅を売却し、350 万円の売却損が出た場合、所得税はゼロになります。

譲渡所得の赤字と給与所得を損益通算すると、所得がゼロになるからです。

ですので、**確定申告すれば、給与から源泉徴収された所得税は全額戻ってきます。**

これで、自宅の売却損が少しは穴埋めできるでしょう。

ここでも、確定申告をしなければ、所得税の還付は受けられませんのでご注意ください。

(2) 不動産オーナーになった場合

昨今、不動産投資が流行っています。

サラリーマン大家と呼ばれたりします。

私のクライアントも競売物件を落札してアパート経営を始める方もいました。

不動産（アパート）賃貸事業では、建物の金額を減価償却できます。

つまり、アパートの購入費を何年かに分けて経費として収益から差し引ける、というわけです。

経営を開始した数年間は、この額が大きいので、賃貸料を上回って不動産所得が赤字になるのが一般的です。

不動産所得の赤字は、給与所得と「**損益通算**」できますから、この場合も、**給与から天引きされた所得税が戻ってくる**、というわけです。

アパート経営では、部屋が埋まらず、空室続きで、赤字が出ることもよくあります。この赤字分も、しっかりと給与所得と損益通算しましょう。

●● 第4章 確定申告は簡単にできる!?

(1) 確定申告は1年間の収支決算

サラリーマンの場合、年収 2000 万円以下の人であれば、会社が行う年末調整で所得税は精算されます。

ですので、見慣れない申告書を見ると、難しく考えてしまう方も多いでしょう。

確定申告とは、1年間（1月～12月ベース）の収入から必要経費、様々な控除を差し引いて残った所得に対する所得税を自分で計算して国に申告・納付する手続きをいいます。

事業が黒字なら所得税を支払い、赤字で、納付済みの所得税があれば還付請求をします。

Aさんが5年間やってきたのは、この**還付申告**です。

税金を滞納すると、税務署から催促を受け、さらには延滞金まで徴収されます。

ところが、納めすぎの場合、国は「返金します」とは言わず、黙ったままなのです。

なお、還付申告は、1月はじめから受け付けてくれます。

●● 第5章 税金を0円にするメリットとは？

所得税がゼロの場合、無税といったことの他に、以下のようなメリットもあります。

1. 国民健康保険料が安くなる
2. 高額療養費制度において、非課税世帯になるので窓口負担が安くなる
3. 入院時の給食費が安くなる など

この中でも、特に『国民健康保険料が安くなる』メリットは大きいでしょう。

月収28万円以上の場合、会社を退職し前の会社の健保を任意継続すると、年額27万5000円の保険料になります。

しかし、前年の所得税がゼロなら、国保の保険料は年額2万円程度で済むのです。通常2年間、任意継続するので、55万円の保険料がかかると考えると、国保では4万円で済むので、実に51万円も節約できる計算です。

●● 第6章 お得な「扶養控除」活用法とは？

扶養家族がいる人と独身者では、生活費が違ってきます。

国はその点を考慮して「扶養控除」という制度を設け、所得税を優遇してくれます。

ただし、年間所得が38万円以下でなければ、扶養控除の対象にはなりません。

また、配偶者がパートに出ている場合は、年収が給与だけで103万円以下なら扶養家族になれます。控除額は扶養家族1人につき最低38万円です。

さらに、年齢や同居の有無によって、上乘せがあります。

16～22歳の子供は63万円、70歳以上の老人と同居の場合は58万円になるのです。

知らない方が多いのですが、実は、**扶養控除の対象は、「同居家族」だけではないのです。**仕送りをしていれば、生計が同じと認められ、別居でも扶養控除の対象になります。

別居して勉学中の子供、田舎で年金暮らしの親に仕送りをしていれば、扶養控除が受けられる、というわけです。

年金受給の場合、約150万円以下なら扶養家族になれます。扶養にできる範囲は、「6親等以内の家族」「3親等以内の姻族」となっており、親、祖父母、叔父叔母なども入ります。

●● 第7章 お得な「医療費控除」活用法とは？

医療費控除とは、家族が病気で1年間の医療費が高くついた場合には、税金の負担を軽くしてあげよう、というものです。

医療費控除は、1年間に医療費が**10万円**を超えた場合に適用されます。

10万円を超えてなくても、家族の誰かの所得が200万円以下の場合、その人が申請すると、控除が受けられる可能性があります。

ちなみに、医療費控除は会社の年末調整では控除されませんので、サラリーマンでも、ご自身で確定申告する必要があります。

還付される税金は、例えば、年間20万円の医療費を払った場合、控除対象は10万円(20万円-10万円)になり、自分の税率が10%であれば、1万円(10万円×10%)、税率20%なら2万円というように、還付金は申請者の所得の税率に応じて変わります。

では、お得な「医療費控除」活用法をご紹介します。

それは、**家族で一番税率の高い人がまとめて申請する**、という方法です。

医療費は、家族全員の分(別居している家族も含む)を合算できます。

ですので、**家族の中で一番税率の多い人がまとめて医療費控除を適用するのが賢い節税法**です。

治療のための費用であれば、薬局で買った薬、交通費、宿泊費、出産時の診療費、入院費、歯の治療費、医者の方に基づくマッサージ、はり、おきゅうなど、すべてが対象になります。

歯の矯正は子供は認められますが、大人の場合には、美容とみなされ控除の対象外になります。